

「成年後見制度」の現状と課題

● 成年後見制度とは

「成年後見制度」という言葉は多くの方がご存じと思いますが、具体的にどのような制度なのかは実際に利用する立場に立たないとわかりにくいのかもしれません。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人たちの権利や財産を守るために支援する制度です。本人の意思を尊重し保護することも目的とし、2000年4月1日に施行されました。

令和6年の統計によると、成年後見制度利用者数は約25万3,000人で、年々増加傾向にあります。動機として最も多いのは預貯金の管理ですが、不動産の管理・処分や介護契約などが理由になることも多いようです。コンプライアンス重視の昨今、本人の代わりに子供がサインして金融機関の手続きをすることなど到底できるはずもなく、超高齢化社会における認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の重要性は高まり、利用者が増えているのが実情です。

● 成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、ひとりで決められるうちにあらかじめ後見人となる人を決め、その支援内容等を決めた公正証書を公証役場で作成するものです。これについての詳細は割愛します。

それに対して法定後見制度とは、判断能力が不十分になった場合に家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の程度により3つの種類（類型）があり、これについても家庭裁判所によって決められます。

<法定後見制度の3類型>

類型	補助 補助人	保佐 保佐人	後見 後見人
成年後見人等			
本人の状況	最近わすれっぽい ⇒判断能力が不十分	しっかりしているときもある ⇒判断能力が著しく欠けている	しっかりしているときがほとんどない ⇒判断能力に欠けている
代理権の範囲	本人の同意を得て家庭裁判所が認めた特定の法律行為	本人の同意を得て家庭裁判所が認めた特定の法律行為	財産に関するすべての行為
同意が必要な行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部） *1) *2)	民法13条1項所定の行為 *1) *2)	
取り消しが可能な行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長		

*1) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

*2) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても同意権・取消権の範囲を広げることができます。

● 成年後見制度の課題と対応策

2000年に施行された成年後見制度ですが、施行から20年以上が経過していくつか課題も見受けられます。例えば、成年後見人等は定期的に裁判所に財産目録や収支を報告する必要があります。また、成年後見人等であっても不動産や株式などを自由に処分することはできず、任意後見の場合は必ず監督人が、また法定後見の場合も本人の財産によっては監督人がそれぞれ選任される上、その報酬も必要となります。さらに一度後見が始まると原則として本人が亡くなるまで続くため、例えば「不動産を処分して施設費用に充てたい、そのために成年後見制度を利用した、不動産は売却したので成年後見制度は不要になったからもう止めたい」ということはできないのです。

こうしたこと以外にも様々な課題があるため、現在制度の見直しが進められており、法制審議会において2025年6月に中間試案が提出されました。主な改正点として、

① 出口の新設

改正案では、本人の判断能力が回復したり他の方法で支援が可能になったりした場合に、家庭裁判所が「保護の必要性がなくなった」と判断すれば制度を終了できるよう検討されています。

② 類型の見直し

現行制度では、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の行為能力が画一的に制限されることが指摘されているため、改正案では必要な支援を個別に付与することで、より柔軟な制度への見直しを図るよう検討されています。

③ 本人の自己決定権の尊重

改正案では、本人の同意を開始要件とすることで自己決定権の尊重が徹底されます。

④ 後見人の交代の円滑化

現状では本人の状況に応じた成年後見人の交代が難しい場合が多いため、改正案では「本人の利益のため」に後見人の交代がしやすくなるような見直しが検討されています。



主な改正点は以上になりますが、いずれにしてもこうした審議を通して成年後見制度がご本人の権利擁護と意思尊重を重視し、社会情勢の変化に対応することで、より利用しやすい制度に進化することを願っています。

実際のところ、成年後見制度については分かりにくい点があることも事実です。迷われたりお困りのこと等がありましたら、是非お気軽にSOSまでご相談ください。

<参考> アルツハイマー病治療薬の歴史を描いた下山進「アルツハイマー征服」は認知症を知る上でもお勧めの1冊です。

2026年2月
SOS総合相談グループ
相続・遺言部会
倉石 裕子（司法書士）

「ひとりで悩む前に」お気軽にご相談ください。